

## 選定療養費改定のお知らせ

国の制度見直しにより令和4年10月から紹介状をお持ちでない場合の患者さん負担額(選定療養費)が変わります。

当院を初診で受診される場合には、かかりつけ医などの紹介状をご持参いただきますようお願いいたします。

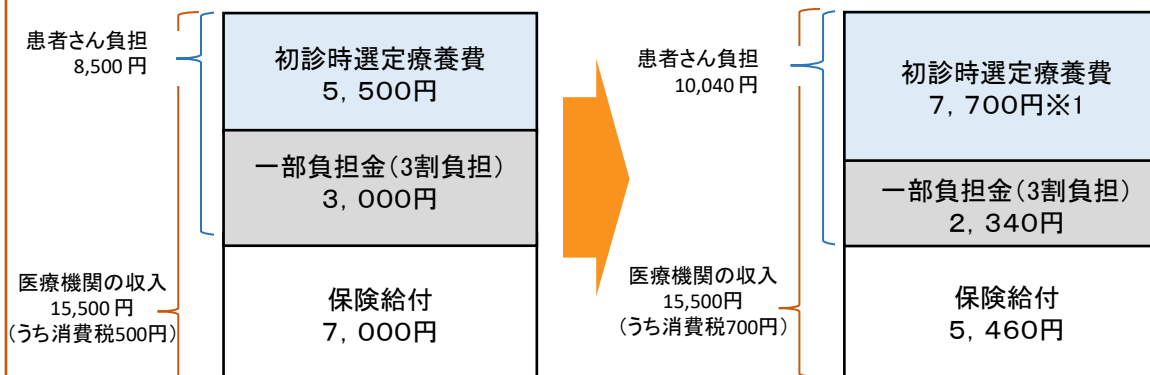
### 【初診時選定療養費】

紹介状をお持ちでない初診の患者さんにご負担いただく金額

	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
医科	5,500円(税込)	7,700円(税込)
歯科	3,300円(税込)	5,500円(税込)

### 初診時の患者さん支払イメージ

(保険給付対象医療費10,000円、患者さん負担3割の場合) (※1歯科口腔外科は5,500円)



※選定療養費は引き上がりますが、保険給付から控除するため、医療機関の実質的な収入は変わりません。

### 【再診時選定療養費】

状態が落ち着き、当院担当医が他の医療機関への紹介を申し出た患者さんが、自らの希望で引続き当院での受診をされる場合にご負担いただく金額

	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
医科	2,500円(税込)	3,300円(税込)
歯科	1,650円(税込)	2,090円(税込)